

教育委員会会議録

(定例会)

令和4年5月26日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|--------|----------------------------|----------|
| 1 | 期 | 日 | 令和4年5月26日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午前9時15分 | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 |
| 5 | 議場 | に出席した者 | 副教育長 | 小田嶋 哲 |
| | | | 管理部長 | 栗 原 章 浩 |
| | | | 学校教育部長 | 千 葉 裕 |
| | | | 生涯学習部長 | 山 浦 麻 紀 |
| | | | 中央図書館長 | 尾 崎 尚 子 |
| | | | 管理部参事兼教育総務課長 | 高 木 泰 博 |
| | | | 学校教育部参事兼教職員人事課長 | 田 中 一 秀 |
| | | | 学校教育部参事兼指導2課長 | 長 岡 有 実子 |
| | | | 学校教育部参事兼高校教育課長 | 鴨志田 新 一 |
| | | | 生涯学習部参事兼青少年宇宙科学館長 | 豊 田 由 香 |
| | | | 生涯学習総合センター参事兼生涯学習総合センター副館長 | 中 村 和 哉 |
| | | | 中央図書館参事兼管理課長 | 内 田 浩 史 |
| | | | 教育財務課長 | 竹 内 孝 央 |
| | | | 教育研究所長 | 深 津 健 太郎 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 大 谷 幸 男 | |

7 議事等の概要

細田教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

細田教育長 本日の会議録の署名は、大谷委員にお願いいたします。
本日の議案については、報告第6号並びに議案第26号、第27号、第28号は人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、報告第6号並びに議案第26号、第27号、第28号は非公開といたします。
会議の順番ですが、議案第25号、続いて報告第5号、第6号、議案第26号、第27号、第28号の順番に審議することといたします。

議案第25号 さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

細田教育長 それでは、議案第25号について事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長 議案第25号「さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。本議案は、令和3年12月28日付けで公布いたしました「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則」に関連するものでございます。同規則は、国において不妊治療のための休暇が新設されたことに伴い、さいたま市教職員においても同様の措置を講ずるため、所要の規定の整備を行うものでございました。

続いて、議案書の14ページをお開きください。当初、同規則の中で、今回の議案である、「さいたま市教職員服務規程」に係る改正を含めておりましたが、規則の改正に規程の改正は含められないと、先日法務コンプライアンス課から連絡がありました。このため、改めまして「さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令」を制定するものでございます。

なお、改正内容は「さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部改正」に伴う、いわゆる「号ずれ」のみとなります。
説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

細田教育長

何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、議案第25号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、議案第25号は原案のとおり可決されました。

報告第5号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

細田教育長

続きまして、報告第5号について事務局から説明をお願いいたします。

教育財務課長

それでは、報告第5号「令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）」につきまして、御説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。この報告の内容は、令和4年さいたま市議会6月定例会に提出する「さいたま市一般会計補正予算」の教育費部分についてですが、緊急に処理する必要があり、教育委員会会議の招集をするいとまがなかったことから、臨時代理させていただいたものでございます。

7ページをお願いします。提案理由でございますが、今回の歳出補正予算は、原油価格の高騰等に伴い不足する光熱水費の支払いに要する経費について、市長に申出するものです。

ページは戻りまして、資料の4ページをお願いします。別表「歳入歳出予算補正」でございますが、歳入補正はございません。歳出につきましては、合計で10億5,570万2千円の増額補正するものでございます。

次に6ページの事項別明細書をお願いします。歳出につきまして、8ページ以降の「事務事業概要」で説明いたしますので、9ページをお願いいたします。上段の「教育研究所」所管の「教育研究所管理運営事業」でございますが、原油価格の高騰等に伴い、教育研究所において不足する光熱水費（電気）について、補正を行うも

のです。以下同様に、下段につきましては、市立小学校104校分の光熱水費（電気・ガス）の不足について、10ページの上段につきましては、浦和中学校を除く市立中学校57校分の光熱水費（電気・ガス）の不足について、下段につきましては、市立高等学校3校分の光熱水費（電気）の不足について、11ページの上段につきましては、拠点公民館及び地区公民館51館分の光熱水費（電気・ガス）の不足について、下段につきましては、生涯学習総合センターの光熱水費（ガス）の不足について、12ページの上段につきましては、青少年宇宙科学館の光熱水費（ガス）の不足について、下段につきましては、市立特別支援学校2校分の光熱水費（電気・ガス）の不足について、補正を行うものです。

今回の件につきましては、電気会社の状況も様々でございますが、破綻したものや事業撤退したものが実情となっております。

私からの説明は以上でございます

細田教育長 何かありますか。

大谷委員 一つは、これは先が読めないことではありますが、この財源というものはどのようなところから出るのか。また、乗り換えについては円滑に進むものか教えていただきたい。

教育財務課長 まず、一点目の御質問についてですが一般財源となります。ただし、現在も国会で審議されておりますけど、4月に国のほうで原油価格高騰への緊急対策として、学校等での光熱費については交付税での措置を検討するような一文も入っておりますので交付税で措置される場合もあります。

電力会社が破綻等をした場合にはセーフティーネットがありまして、送配電事業者の東京電力パワーグリッド株式会社が最終的に電気を供給しますので、必ず電気は通ります。

野上委員 興味本位もあってお伺いするのですが、今回契約をされていて破綻又は事業撤退をした会社は市内業者、県内の業者であったのか。

教育財務課長 我々が契約していたのは市内業者ではありません。他県の事業者となっております。

細田教育長 そのほかにいかがでしょうか。それでは、この件は終了とさせていただきます。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第6号 さいたま市教職員の人事について
＜非公開案件につき内容は省略＞

議案第26号 さいたま市教育委員会指定管理者審査選定委員会委員の委嘱及び任命について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第27号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の任命について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

議案第28号 さいたま市図書館協議会委員の任命について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午前9時54分